

# IFRS

## Top 20 Tracker

*vol.3*

**Edition 2010** 全4回



### 11-1 通貨変動

昨今の経済情勢において、多くの為替レートは依然として不安定な状態にあります。これは、海外子会社を有するか、または大規模な対外貿易を行う企業にとって、従来ならば重要ではなかった為替差額が、現在では財務諸表に重大な影響を与え得るということを意味しています。

財務諸表に対する為替差額による影響は多くの問題を浮き彫りにしており、そうした諸問題について以下で述べることにします。

### 11-2 連結財務諸表

連結財務諸表および外貨に関して留意すべき主要事項がいくつかあります。

- 連結グループ内取引の未決済残高における為替差額は、連結による相殺消去はされない。グループ内取引の未決済残高自体は財政状態計算書で相殺消去されるものの、親会社または子会社の各損益計算書で報告された為替差額は、連結損益計算書でも認識される。また、このような為替差額は、IFRS第7号「金融商品：開示」における為替エクスポージャーおよび感応度の開示に影響を及ぼす。
- 連結グループ内の貸付金に為替差額が生じ、実質上その貸付金は当該報告企業の在外営業活動体に対する純投資額の一部である場合、上記のグループ内取引未決済残高の処理に例外が発生する。この場合には、為替差額は連結損益計算書には反映させずに、一旦、資本の部の独立項目として認識され、その後純投資の処分時に損益へリサイクルされる。
- 資産、負債ならびに各企業の業績は、親会社の表示通貨に換算される。資産および負債は決算日レートで換算される。しかし、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」では、近似するのであれば平均レートを使用できるが、収益および費用に関しては取引日の為替レートを使用するよう要求している(セクション11-3参照)。
- のれんおよび在外営業活動体の取得により生じる公正価値の修正は、報告日の決算日レートで換算される。

### 11-3 平均レートの使用

平均レートが取引日の為替レートに近似する場合、期間中の外貨建取引を企業の機能通貨に換算するために、平均レートを使用することが認められています。連結時において、在外営業活動体の収益および費用を換算する場合にも同様に当てはまります。

為替レートの変動が著しい場合には、平均レートの使用が適当でない場合があります。もしくは、平均レートを使用する場合には、平均レートの算定期間を短縮する必要があるかもしれません。連結目的で在外営業活動体の収益および費用を換算したり、表示通貨へ換算する際にも同様の判断が適用されます。依然として続く外国為替市場の変動を踏まえると、平均レートの使用を妥当とするのは難しい可能性があります。

#### 11-4 連結グループ内の未決済残高

近年、外国為替レートの変動によって、多くの外貨建の連結グループ内の未決済残高において著しい為替差損益が生じています(貸付金および営業債権・債務を含む)。

親会社または子会社がIFRSに基づいて個々に財務諸表を作成する場合、IAS第21号では各企業に対して、それぞれの決算日に連結グループ内の未決済残高を換算し直し、為替差額を損益に反映させるよう義務づけています。IAS第21号では、連結グループ内の未決済残高が連結財務諸表における「純投資」の一部である場合でも、当該会計処理を行うよう求めています(セクション11-2参照)。こうすることで、一部の法制区域では課税の対象となる可能性があります。

#### 11-5 機能通貨と表示通貨

連結グループの会計方針にありがちな誤りとして、機能通貨に関する問題が挙げられます。IAS第21号8項では、機能通貨を企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として定義しています。これは通常、企業が主として現金を生み出し、費消する通貨を意味します。機能通貨は各企業に固有のもので、連結グループは一般的に個別企業の集合体(親会社および子会社)であるため、連結グループの機能通貨というものは存在しません。

機能通貨を選択することはできません。IAS第21号は、機能通貨を決定する際に考慮すべき経済的要因と環境に関する、一次的および二次的指標の形式をとったガイダンスを提示しています。機能通貨を決定するに当たって本ガイダンスを適用する際には重大な判断を要し、IAS第1号「財務諸表の表示」によって開示を要求される可能性があります。

表示通貨とは財務諸表が表示される通貨であり、選択が可能です。表示通貨が機能通貨と異なる場合、IAS第21号53項では企業に対してその事実を公表し、異なる表示通貨を選択した理由を開示するよう要求しています。ただし、表示通貨が選択可能とはいえ、機能通貨決定の重要性を否定するものではありません。

機能通貨の決定は、損益に計上される為替差額に直接影響を与えます。収益および費用と財政状態はまず、機能通貨に換算する必要があり、そのプロセスにおいて損益に反映される為替差額が発生します。表示通貨が報告企業の機能通貨と異なる場合には、換算プロセスにさらに一工程が加わり、このプロセスの後半において発生する追加の為替差額は資本の部に記載されます。

# 12

## 資金調達および関連事項

### 12-1 資金調達: デット・エクイティ・スワップ

近年、世界中で多くの企業が銀行融資などの債務を決済するに当たり債権者(貸手)に対して株式を発行し、自社の財政再建に乗り出しています(デット・エクイティ・スワップと称される場合が多い)。デット・エクイティ・スワップに関する会計処理の手法は非常に多様であるため、IFRIC第19号「資本性金融商品による金融負債の消滅」が2009年11月に公表されました。当該解釈指針では、金融負債の条件を再交渉した結果、企業が資本性金融商品を発行する場合の企業側の会計処理を取り扱っています。IFRIC第19号は、債務者(借手)のみの会計処理を扱っていることに留意して下さい。

IFRIC第19号は、2010年7月1日以降開始する事業年度まで義務付けられてはいないものの、企業が現時点でそうした方針を有していない場合、デット・エクイティ・スワップをめぐる会計方針を決定する上でベスト・プラクティスであることが明確に示されています。

IAS第39号「金融商品: 認識および測定」の41項では、消滅した金融負債(もしくはその一部)の帳簿価額と支払った対価(譲渡された現金以外の資産または引受けた負債を含む)との差額を純損益として認識するよう要求しており、IFRIC第19号ではそれに関する説明を行っています。

IFRIC第19号では、資本性金融商品の発行はIAS第39号41項にしたがって支払った対価として扱われます。金融負債を消滅させるために債権者に対し発行した資本性金融商品は、その公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除いて、公正価値で当初測定します。発行した資本性金融商品の公正価値が信頼性をもって測定できない場合、それらの資本性金融商品は消滅した金融負債の公正価値を反映させて測定します。金融負債の帳簿価額と支払った対価との差額は、純損益として認識します。

### 12-2 借入条件

IAS第1号「財務諸表の表示」では、企業が決算日またはそれ以前に、借入契約における条項に違反し、かつ当該違反によって銀行が即座に支払いを求めることができる場合、当該借入金は流動負債として分類されます。これは決算日において、企業が決算日以降少なくとも12ヶ月間は決済を延期する決定権を有していないためです。

### 権利放棄

企業は、貸手から権利放棄または猶予期間を得る場合があります。このような状況となった期間は、財務諸表で借入金を分類する際に重要です。条項違反が決算日に発生した場合、決算日以降および財務諸表公表の承認日より前に違反の結果として返済を要求しないことについて貸手との合意がなされたとしても、借入金は流動負債として開示する必要があります。このことは、決算日以降の権利放棄が決算日に存在した条件に影響を及ぼさないためです。

しかし、貸手が決算日までに権利放棄あるいは決算日から少なくとも12ヶ月間の猶予期間を与えることに合意しており、その間に企業が違反の状態を是正したり、貸手が即時返済を求められない状況にある場合は、負債は非流動負債として分類されます。

したがって、決算日以前に権利放棄もしくは猶予期間に関して合意がなされているが、借入金の区分（流動負債または非流動負債とするか）に影響を与える場合においては、極めて重要となります。

### 後日テストされる制限条項

財務制限条項(financial covenant)は決算日の数字に基づくものですが、制限条項のテストが決算日以降に行われる場合があります。

制限条項の違反が決算日以降に貸手に報告されたにも拘わらず、評価は決算日における借手の財務状況に基づいて行われた場合、当該借入金は流動負債として分類されます(制限条項の違反によって、銀行が返済を要求する権利を得ると仮定した場合)。したがって、年度末の数字に基づいてテストした結果、制限条項の違反と見なされた場合、流動負債として分類されることとなります。これは、テストが決算日以降に実施されるか否かを問わず適用されます(例えば、決算日以降まで承認されない監査済みの年次財務諸表に基づく場合など)。

### 12-3 借入条件の変更

企業が自社の資金調達を再構築する目的で採用する別の手法は、既存の借入契約およびその他の資金調達に関する契約の条件を再交渉することです。この場合の会計処理の要件(および利得または損失の反映)は、特定の状況に左右されます。当該会計処理は以下の状況に影響を受けることとなります。

- ・ 影響を受ける金融商品(債務、資本、複合金融商品)に関する条件修正前のIAS第32号の分類
- ・ 新しく発行された金融商品に関するIAS第32号の分類
- ・ 負債性金融商品に修正は加えられているか。加えられている場合、その修正は重要か否か
- ・ 金融商品を修正することによって、IAS第32号の分類に変更が生じたか、または組込デリバティブ取引が組成されたか否か

修正が大幅であると見なされた場合、IAS第39号では、企業は従前の借入金を消滅したものとして会計処理し、修正された負債を新規の借入金として認識(当初認識は公正価値)するよう求めています。従前の借入金の消滅は、IAS第39号41項において損益として認識される利得または損失を生じさせます。

### 12-4 デリバティブの公正価値

世界の一部の地域で起こった経済低迷が、市場に著しい変動を引き起こしているため、公正価値の変動もいっそう激しいものとなっています。経営者は銀行を利用してデリバティブを評価する場合、銀行が公正価値測定の基礎および使用した仮定について適切に説明しているか、調査する必要があります。

市場の変動はデリバティブの公正価値変動につながる可能性があり、新たな問題が発生します。企業は、保有するデリバティブの全ての公正価値変動額を計上する必要があります。こうした公正価値変動は、損益を通じて計上されるため、ヘッジ会計を適用しない限り、決算内容に影響を与えます(ヘッジ会計には重要な制約があり、正式に指定された場合に限り適用できます)。

デリバティブ取引が負債ポジションの場合には、より多くの開示がより必要とされます。IFRS第7号では、従来ならば開示の必要がなかった可能性のある金融負債の満期分析を企業に求めています(金融商品に関する開示の変更についての詳細はセクション10をご覧ください)。

# 13 割引率

## 13-1 序文

IFRSにおいて、割引キャッシュ・フロー(DCF)法は資産および負債の測定基礎として広く使用されています。使用される正確な割引率は、問題とされている項目が測定されるIFRS基準により影響を受ける場合が多くあります。

世界のさまざまな地域の市場環境が、借入コストおよび資本コストに影響を及ぼした結果、割引率が大幅に変化した可能性があり、入念に調査する必要があります。本セクションでは、さまざまなIFRS基準における割引率の要件について検討します。

## 13-2 従業員給付

確定給付制度債務の現在価値を算定する際、IAS第19号「従業員給付」では、決算日における優良社債の市場利回りを参照して割引率を決定するよう求めています。

割引率は、確定給付制度債務の評価に対して深刻かつ極めて重要な影響を及ぼし兼ねないため、経営者は適切な指数を選択するための基礎を評価し、割引率へ調整を行うべきか否か検討する必要があります。経営者の検討を要すると思われる項目は以下の通りです。

- ・ 年金を支給するまでの期間はどれくらいか。指数に用いる公社債の残存期間は、確定給付制度債務の見積支払期日までの期間と整合させなければならない。
- ・ どの指数が割引率に使用され、その指数の構成銘柄は何か。近年、一部の企業は流動性の問題を抱えており、当該企業の社債が格下げされた可能性があるにも拘わらず、いまだ特定の指数に含まれている。
- ・ 指数レートにどのような修正を行うべきか、またその理由とは。

適切な割引率を決定する際、経営者は上記の問題を検討し、割引率を選択した理由を明確に開示する必要があります。

## 13-3 資産の減損

IAS第36号「資産の減損」の目的上、資産または資金生成単位(CGU)の使用価値を算定する際には、税引前割引率を使用しなければなりません。この割引率には、以下に関する現在の市場評価を反映させる必要があります。

- ・ 貨幣の時間的価値
- ・ 将来キャッシュ・フローの見積りが調整されていない資産に固有のリスク

貨幣の時間価値および当該資産に固有のリスクについての現在の市場評価を反映する利率は、企業が当該資産またはCGUから獲得すると期待するキャッシュ・フローと同様な金額、時期およびリスクの条件において同様なキャッシュ・フローを生み出す投資を、投資家が選択するとした場合に、投資家が要求する利回りです。

近年、多くの企業の借入コストおよび資本コストが上昇しており、景気回復を促すために現在一般的に使用されている金利を引き下げている国であってもこうした状況は同じです。

その影響として、使用価値の算定に用いられる割引率が上昇した可能性があり、キャッシュ・フローの現在価値が減少することによって、資産またはCGUの回収可能額が減少することも考えられます。IAS第36号では、市場における利率を使用するよう要求していますが、それが市場で入手できない場合には、見積らなければなりません。企業における加重平均資本コストに基づいて、割引率を見積ることができます。しかし、この場合には市場による資産の見積りキャッシュ・フローに伴う固有のリスクの評価、およびその資産の見積りキャッシュ・フローに関連のないリスクの排除を反映させるよう修正する必要があります。

リスクが高まれば割引率は上昇し、その結果使用価値の低下を招き、ひいては回収可能額が減少する恐れがあります。本基準が挙げる検討を要するリスクを以下に示します。

- ・ カントリー・リスク
- ・ 為替変動リスク
- ・ 価格リスク

例えば、各セグメントに配分したのれんなど、いくつかの異なる資産またはCGUに対して減損テストを行う場合、それぞれの割引率に資産またはCGUに固有のリスクを反映させる必要があります。また、経営者は自身の割引率の見積りについての妥当性を明確に説明しなければなりません。

### 13-4 割引率が必要となる可能性のあるその他の分野

#### 株式報酬－IFRS第2号

株式報酬として付与されたオプションの公正価値を見積る際、当該モデルへのインプットの1つは、リスクフリー・レートです。

#### 引当金、偶発負債および偶発資産－IAS第37号

引当金は、貨幣の時間的価値およびその負債に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前の利率を用いて現在価値で認識しなければなりません。

#### 金融商品：認識および測定－IAS第39号

特定の金融商品の公正価値測定および金融商品の減損に関する測定には、割引率の使用を求められる場合があります。

例えば、複合金融商品の負債部分の公正価値を算定するには、類似の負債性金融商品において入手可能な金利を反映した市場金利を用いる必要があります。「類似の負債性金融商品」とは、実質的に類似した満期日、キャッシュ・フロー・パターン、通貨、信用リスク、担保資産、金利ベースを有する金融商品のことです。

### 13-5 結び

IFRSではさまざまな分野で割引率を使用するよう要求しており、こうした割引率の選択は常に重要となります。さらに、世界の多くの地域における厳しい市場環境によって、借入コストおよび資本コストが著しく変化し、経営判断を難しくしています。経営者は、適切な割引率を選択する際に行った判断理由の開示および説明を行い、割引率の選択がそれと関連のあるIFRS基準と整合しているようにする必要があります。

# 14

## 課税－現在の主要な問題

### 14-1 繰延税金資産の認識

繰延税金資産は、ある限られた状況下でのみ、IAS第12号「法人所得税」に基づいて認識することができます。繰延税金資産は、将来減算一時差異を使用できる課税所得が得られる可能性が高い場合にのみ、認識します。

一定の条件に従って、繰延税金資産は回収が可能であり、以下の場合には認識されます。

- ・ 将来減算一時差異を使用できる将来加算一時差異がある場合
- ・ 将来、十分な課税所得を稼得する可能性が高い場合
- ・ 課税所得を生じさせるタックス・プランニングの実行が可能な場合

繰越欠損金の存在は、将来課税所得が得られないかもしれないことを示す強力な証拠となります。そのため、企業に近年損失を出したという事実があり、十分な将来加算一時差異がない場合、将来減算一時差異の使用を可能にするのに十分な課税所得が生じるという説得力のある証拠がある場合に限って、繰延税金資産を認識すべきです。

世界の一部の地域の厳しい経済情勢を考えると、企業によっては説得力のある証拠の特定がいつそう困難になる可能性があります。こうした証拠を特定できない場合、繰延税金資産を認識することはできません。

損失を出した事実はあるが繰延税金資産を認識している場合、経営者はIAS第12号によって追加的な開示が要求されるということを知っておく必要があります。

### 14-2 相殺

IAS第12号では、当期税金資産と当期税金負債および繰延税金資産と繰延税金負債とを相殺することができます。企業が認識された金額を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ純額で決済するか、または資産を実現させると同時に負債を決済することを意図している場合に限り、当期税金資産と負債を相殺します。企業が当期税金資産と当期税金負債とを相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ繰延税金資産と負債が同一の税務当局によって以下のいずれかに対して課された法人所得税に関するものである場合に限って、繰延税金資産と繰延税金負債とを相殺できます。

- ・ 同じ納税企業体
- ・ 重要な繰延税金が解消されると予想される将来の各期に、当期税金負債を純額で決済する、または資産を実現させると同時に負債を決済することを意図している異なった納税企業体

本基準のガイダンスが正確に遵守され、繰延税金残高が不適切に相殺処理されないよう留意する必要があります。

### 15-1 序文

従業員への報酬の一部を株式報酬で支払うことは、より一般的になってきています。権利確定条件および取消しについて取り扱っているIFRS第2号「株式報酬」の改訂は、2009年1月1日以降開始する事業年度に適用され、株式報酬の会計処理方法に影響を与えています。また、一部の地域で依然として続く経済の先行き懸念は、いくつかの点で株式報酬に影響を及ぼしています。

### 15-2 権利確定条件以外の条件

権利確定条件および取消しに関するIFRS第2号の改訂では、「権利確定条件以外の条件」という用語が導入されています。権利確定条件以外の条件とは、従業員に報酬を受け取る権利を与えることとなるサービスを企業が受け取っているか否かに影響を及ぼさない株式報酬に関連のある条件です。例えば、従業員は一定期間、給与の一部を貯蓄する必要があり、貯蓄期間が終了次第、株式報酬を受け取る権利を有するスキームがあります（一部の国では、ストック・オプションと呼ばれることもあります）。従業員はそうしたスキームにおいて貯蓄をやめることができ、その場合には報酬を受け取る権利を喪失しますが、同一企業で引き続き勤務します。

付与される報酬の公正価値を見積る際には、権利確定条件以外の条件について考慮します。関連当事者のいずれかが、権利確定条件以外の条件を満たすかどうかについて決定することができる場合、その条件が満たされなかったときには、報酬の取消しとして会計処理します。しかし、関連当事者のいずれもが権利確定条件以外の条件を満たすかどうかについて決定できない場合、企業は権利確定条件以外の条件が満たされなかった事実は度外視して、損益計算書で費用として認識を継続します。

### 15-3 業績条件を満たせない

一部の国が直面している厳しい経済情勢の下では、業績条件が満たされないために、株式報酬によっては権利確定ができないものもあると思われます。このことによる会計処理に対する影響は、条件が満たされなかった理由によって異なります。市場以外の業績条件（例えば、収益目標）が実際に満たされないか、または満たされないと予想されることにより権利確定ができない場合、すでに計上した株式報酬費用を戻し入れることとなります。一方、株式市場条件（例えば、目標株価）の悪化によって権利確定ができない場合には、戻し入れは行いません。

持分決済型株式報酬の場合、報酬の公正価値は付与日に決定され、その後再測定はされません。これは、権利確定期間中に従業員に対する報酬の価値が下落したことによる影響を、会計処理に及ぼさないことを意味しています。同様に、例えばアウト・オブ・ザ・マネー（権利行使したときに損失が発生する状態）であるため、権利確定後に報酬が行使されない場合には、会計処理に影響を与えず、費用の戻し入れは行いません。

#### 15-4 条件変更および取消し

株式の価値が下落した場合、企業は従業員に付与された持分決済型株式報酬が有効なインセンティブであり続けるように、その条件の変更を検討する可能性があります。

行使価格の引下げなど、公正価値を増加させる条件の変更により、追加的な株式報酬費用が発生することとなります。追加費用は、いずれも条件変更日に測定した、条件変更後の資本性金融商品の公正価値と当初の資本性金融商品の公正価値との差額である増分公正価値に基づきます。これは、付与日における当初付与された資本性金融商品の公正価値に基づく株式報酬費用に加え、権利確定期間の残りの期間にわたって認識されます。

さらに、持分決済型株式報酬が取消された場合、その年度では、費用の減少よりも増加を招く場合の方が多くなります。これは、取消しが報酬の権利確定を加速させるものとして会計処理されるからです。



[www.gti.org](http://www.gti.org)

© 2011 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.